

木津川市選挙管理委員会 会議結果要旨

会 議 名	令和8年第4回木津川市選挙管理委員会		
日 時	令和8年3月2日（月） 午前9時00分から午前10時00分まで	場 所	市役所4階 会議室4-4
出 席 者	和田委員長、柴田委員長職務代理、福守委員、森川委員、 前田補充員、奥補充員、兎本補充員、高林補充員 事務局 （尾崎事務局次長、北尾書記、植澤書記、村上書記）		
会 議 議 題 等	●議事 （1）令和8年3月選挙人名簿定時登録について （2）第51回衆議院議員総選挙の結果等について ●その他 ・京都府知事選挙に係る選挙管理委員会等開催日程について ・第27回参議院議員通常選挙に係る総務大臣表彰の決定について		
会 議 要 旨	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> 【凡例】◆：質疑・意見 ⇒：説明・回答 </div> ●議事 （1） <u>令和8年3月選挙人名簿定時登録について</u> ・・・資料1 ・名簿登録者総数 63,541 人（男 30,151 人・女 33,390 人） ・在外選挙人名簿登録者数 36 人（男 13 人・女 23 人） のとおり確定し、木津川市選挙管理委員会において承認され、京都府選挙管理委員会へ報告した。 （2） <u>第51回衆議院議員総選挙の結果等について</u> ・・・資料2 ・第51回衆議院議員総選挙の結果について、資料に基づき説明を行った。 ◆思ったより投票所が寒かった。 ◆災害用の毛布を準備していただき助かった。知事選挙も準備していただきたい。 ◆首振り機能付きのストーブが良かった。 ◆解散前に入場券が届いたが。 ⇒首相による解散の表明はなされており、公示日までに選挙人の手に入場券が行きわたることを優先させたものである。		

◆親子で投票に来られた際に、子どもが投票用紙を投函することは問題ないか。

⇒投票は選挙人本人が記載し、自ら投函することが原則であり、代理投票のみが例外として認められている。については、子どもが体験目的で投函することは法施行令をそのまま読むと認められない。

一方、親子連れ投票は、将来を担う子どもたちが親と一緒に投票所に向くことで選挙や政治に関心を持ち、主権者教育として重要であると考えられるため推進している。

◆親子で投票に来られた方がおられたら、「親と一緒に投票してね」と言うようにしている。

⇒将来の有権者として自覚を持ってもらうためにも、そのようにお声がけしていただけることはありがたいと思う。

◆比例代表及び国民審査の投票用紙を異なる投票箱に投函したのを何回か見た。動線を考え直した方がいいかもしれない。

⇒レイアウトを精査する。

◆比例代表と国民審査を同時に渡すのではなく、分けることはできないのか。

⇒国民審査の投票用紙のみ渡した場合、記載台に行かずそのまま投票箱に投函する可能性があり、「投票の秘密」が守られなくなるため。

●その他

京都府知事選挙に係る選挙管理委員会等開催日程について

- ・3月18日（水）10時から行う予定であった「投票管理者説明会」を19日（木）10時からに変更する旨報告を行った。

第27回参議院議員通常選挙に係る総務大臣表彰の決定について

- ・木津川市明るい選挙推進協議会の授賞が決定した。

以 上